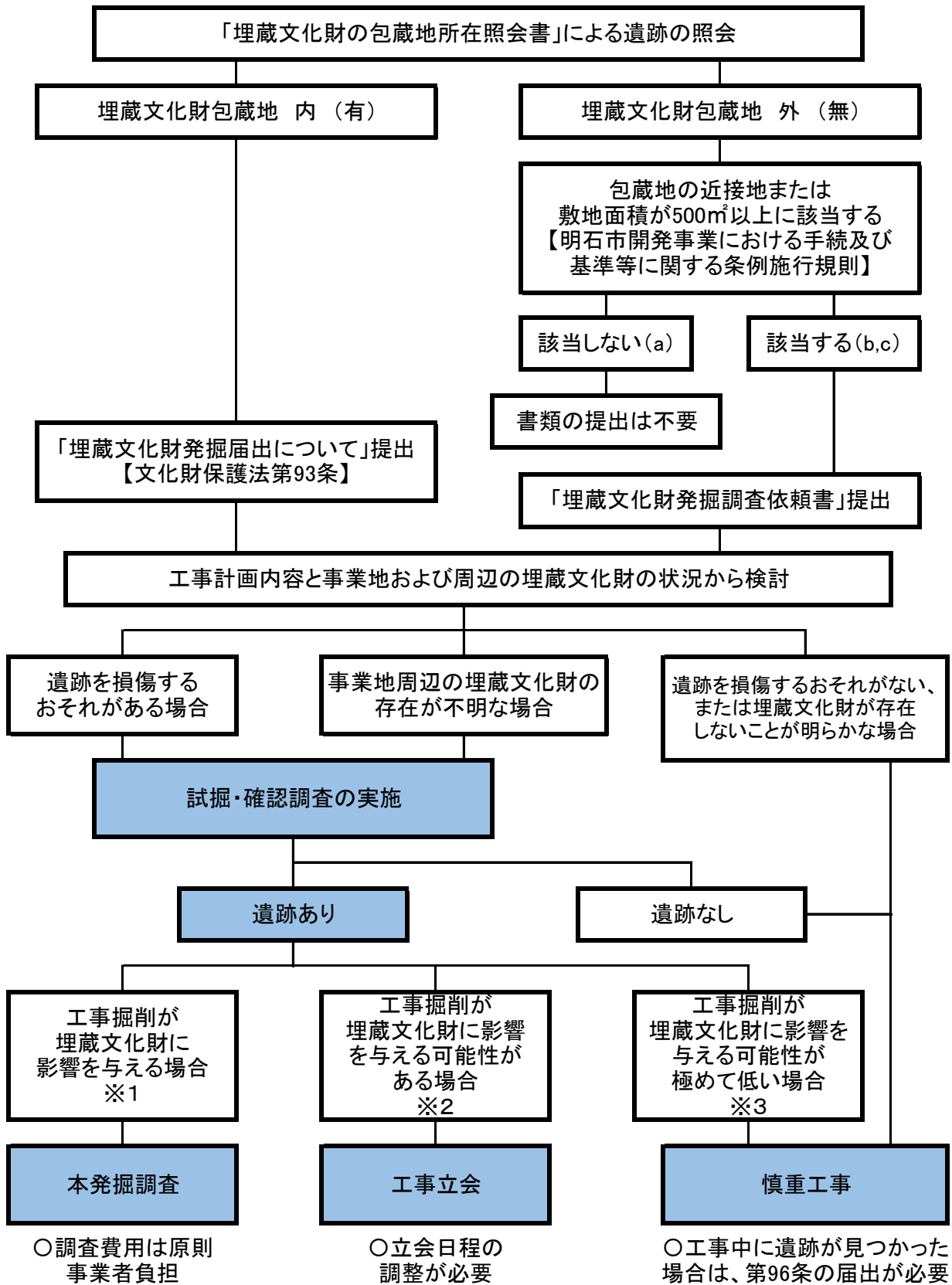


明石市における埋蔵文化財取り扱いフロー



※1 掘削と遺構面の上に30cmの保護層が確保されない場合、道路等永久構造物の設置、高さ3m以上の盛土等
 ※2 工事区域が狭小で、安全上、通常の発掘調査の実施が著しく困難な場合等
 ※3 掘削と遺構面の上に30cmの保護層が確保され、かつ、鋼管杭等による埋蔵文化財の破壊が建築面積の5%以内である場合等